

目 次

新年のあいさつ	1
労働保険料の納付は口座振替で!	2
茨城県特定(産業)最低賃金の改正のお知らせ	3
障害者就職面接会のご案内(後期)	4
次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、新たな認定制度が創設されます	5
労働委員会の窓から	6
第44期 労働委員会委員が任命されました	7
平成27年度県立産業技術専門学院生募集について	8
第43回茨城県障害者技能競技大会を開催しました	9
「現代の名工」8名受賞! / いばらき労働相談センターのご案内	10
ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催のご案内	11
ワーク・ライフ・バランスシンポジウムのお申し込みについて	12



新 年 あ い さ つ

茨城県知事 橋本 昌

あけましておめでとうございます。

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、地方にとってまだまだ厳しさが残る一年でありましたが、本県においては、一昨年に続き、上期の工場立地件数や面積が全国第一位となるなど、明るい兆しも見えてきております。

本年は、震災からの復興はもとより、本県を着実に発展させていくための重要な年であります。引き続き、行財政改革を進めながら、「人が輝く 元気で住みよい いばらき」づくりに取り組みますとともに、人口減少・超高齢社会の到来に備え、地域の活性化に向けて地方創生に全力を尽くしてまいります。

まず、働く場の確保や交流人口の拡大に向けて、引き続き、広域交通ネットワークの整備や企業誘致を進めますとともに、最先端科学技術の拠点づくりや中小企業の振興、儲かる農業の実現、観光の振興などに一層力を入れ、「元氣ないばらき」づくりに取り組んでまいります。

次に、喫緊の課題である福祉や医療の充実に向けて、結婚・子育て支援をはじめ、医師確保や救急医療体制の整備、高齢者の健康・生きがいづくりや障害者の自立支援、霞ヶ浦の浄化など、安全・安心・快適な生活環境の実現に取り組み、「住みよしいばらき」づくりを進めてまいります。

また、将来のいばらきづくりの基本となる人づくりのため、少人数教育の一層の推進や理数教育・国際理解教育の充実を図りますとともに、道徳・郷土教育の推進、いじめ対策などを通じて、未来を担う子どもたちを心身ともに健やかに育むなど、「人が輝くいばらき」づくりを推進してまいります。

さらに、「世界に聞かれないばらきづくり」「女性や若者がいきいきと活躍できる環境づくり」「県北地域の振興」などに特に力を入れて取り組んでまいります。

皆様のご健勝・ご多幸をお祈りいたしまして、新年のあいさつといたします。

労働保険料の納付は口座振替で！

茨城労働局労働保険徴収室

労働保険料の口座振替制度とは、口座振替の納付日にあらかじめ届け出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

一度手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も、継続して口座振替により納付することができ、手数料はかかりません。

口座振替納付をご希望される方は、所定の申込用紙に記入・押印いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください（一部の金融機関では口座振替の取扱がありません）。

申込締切日

期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込締切日 金融機関の窓口あて	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

※申込締切日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が締切日となります。
※26年度第3期までの受付は終了しました。

口座振替納付日

期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替 納付日	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日

※口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

口座振替制度の概要及び取扱い金融機関名並びに申込用紙のダウンロードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）

【お問い合わせ先】

茨城労働局労働保険徴収室 (029-224-6213)

茨城県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

茨城県の特定(産業別)最低賃金が、下表のとおり改正決定されました。

改正された4業種の特定(産業別)最低賃金は、「鉄鋼業」が時間額で**834**円、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」が時間額で**811**円、「計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業」が時間額で**806**円、「各種商品小売業」が時間額で**780**円に改正決定されました。これらの特定最低賃金は、いずれも**平成26年12月31日から効力が発生**しています。

詳しくは、茨城労働局ホームページの「茨城県の最低賃金」、「最低賃金のポイント」をご覧ください。

○茨城県の最低賃金

http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin/chingin01.html

○最低賃金のポイント

http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin/chingin05.html

茨城県の最低賃金

産 業 名		時間額 (円)	効力発生年月日
特定 (産業別) 最低賃金	鉄 鋼 業	834	H26.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	811	H26.12.31
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	806	H26.12.31
	各 種 商 品 小 売 業	780	H26.12.31
茨 城 県 最 低 賃 金		729	H26.10.4

【お問い合わせ】

茨城労働局労働基準部賃金室 (Tel 029-224-6216)

または、お近くの労働基準監督署まで

※県内労働基準監督署一覧はこちら

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku/kantoku.html>

平成 26 年度
(後期)

障害者就職面接会のご案内

土浦会場

ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1

2月5日(木)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

日立会場

国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊師640

2月6日(金)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

水戸会場

ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1

2月10日(火)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

筑西会場

結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1

2月12日(木)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

● 詳しいお問い合わせは、管轄のハローワークまでお願いします。

ハローワークの所在地

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	水戸市水府町 1573-1	029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252	笠間市
日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441	日立市
筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
下妻	下妻市古沢 34-1	0296-43-3737	下妻市 八千代町
土浦	土浦市真鍋 1-18-19	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市



次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます

～ 次期の行動計画の策定を早めにご準備ください ～

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」といいます。）に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要であることから、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図る次世代法が改正されました。

< 改正のポイント >

①法律の有効期限が、平成37年3月31日まで10年間延長されました。

→ このため、引き続き、従業員数101人以上の企業においては「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定し、都道府県労働局に届出を行う必要があります。

②新たな認定（特例認定）制度が創設されました。

→ 行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たした場合に受けることができる厚生労働大臣の認定制度（くるみん認定）について、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。

★行動計画とは？

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策とその実施時期を定める計画です。

常時雇用する従業員が101人以上の企業には、行動計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届出を行うことが義務づけられています。

また、常時雇用する従業員が100人以下の企業には、努力義務が課せられています。

(行動計画例)

平成27年2月1日

我が社の行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日

2. 内容

目標 計画期間中に男性の育児休業者を1名以上とする

対策 平成〇年〇月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施

平成〇年度 社内広報誌や説明会を行い社員に制度を周知する

★くるみんマークも新しくなります！

「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした事業主は、子育てサポート企業として認定を受けることができます。

認定を受けた企業が広告、商品、求人広告等に表示し「子育てサポート企業」として広くアピールすることができる次世代認定マーク（愛称：くるみん）が、平成27年4月より新しくなります。



1月～2月に「改正次世代法説明会」を開催します。詳細は、茨城労働局ホームページにてご確認ください。
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：茨城労働局雇用均等室（TEL：029-224-6288）

労働委員会の窓から

平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 11 月 30 日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🚩 今期の事件の状況 🚩

審査事件（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
 …当該期間中に新規申立ての事件はありませんでした。現在 4 件が係属中です。

調整事件（労働組合と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
 …当該期間中に新規申請が 1 件ありました。当該 1 件が係属中です。

【新規事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株) E 事件	運輸業, 郵便業	H26. 11. 14 組合	「会議室の一時使用について従来通りの取り扱いに戻すこと」ならびに「不誠実団交を改め、団体交渉確認を履行すること」

個別あっせん事件（労働組合に加入していない労働者と使用者との労働紛争を、話し合いにより解決を図る制度）
 …当該期間中に新規申請の事件はありませんでした。

🗣️ 労働委員会用語講座 🗣️

● 1 つ目は、「公益事業に関する争議行為の予告通知」について説明します。

公益事業にかかる事業所において争議行為をしようとする場合には、争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前までに労働委員会と知事にその旨を通知しなければなりません。

これに違反して争議行為を行うと、10 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

公益事業とは次のような事業であって、県民の日常生活に欠くことのできないものをいいます。

- ㊦ 運輸事業 ㊧ 郵便、信書便又は電気通信の事業
- ㊨ 水道、電気又はガス供給の事業 ㊩ 医療又は公衆衛生の事業

● 2 つ目は、「地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲の認定及び告示」について説明します。

労働委員会では、地方公営企業等の職員が結成し、または加入する労働組合について、非組合員の範囲を認定し告示します。

これは、地方公営企業等の労使関係は公衆の日常生活に大きく影響することから、使用者の利益代表者の範囲を予め公表することにより、労使間における紛争を少しでも減少させるためです。

第44期 労働委員会委員 が任命されました

第43期茨城県労働委員会委員の任期満了に伴い、平成26年12月1日付けで第44期委員（任期：平成26年12月1日～平成28年11月30日の2年間）が任命され、同日開催した総会（臨時）において、会長及び会長代理が選出されました。

第44期茨城県労働委員会委員名簿

区分	氏名	現職（前職）	備考
公益委員	◎小泉 尚義 <small>こいずみ なおよし</small>	弁護士	再任10期
	○山本 圭子 <small>やまもと けいこ</small>	法政大学法学部講師	再任3期
	石濱 孝 <small>いしはま たかし</small>	(元茨城県労働委員会事務局長)	再任2期
	大場 敏彦 <small>おおば としひこ</small>	流通経済大学法学部教授	再任2期
	木島 千華夫 <small>きじま ちかお</small>	弁護士	再任2期
労働者委員	和田 浩美 <small>わだ ひろみ</small>	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	再任2期
	小野瀬 哲生 <small>おのせ てつお</small>	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長	再任3期
	黒江 正臣 <small>くろえ まさおみ</small>	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長	新任
	山本 勇 <small>やまもと いさむ</small>	JAM北関東茨城県連絡会副会長	新任
	沼田 孝博 <small>ぬまた たかひろ</small>	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長	新任
使用者委員	内田 勉 <small>うちた つとむ</small>	(株)カスミ常勤監査役	再任5期
	清水 賢一 <small>しみず けんいち</small>	(一社)茨城県経営者協会顧問	再任3期
	安田 仁四 <small>やすだ ひとし</small>	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	再任2期
	館岡 つかさ <small>たておか つかさ</small>	(株)日立製作所 電力システム社日立事業所副事業所長 兼グローバルビジネスマネジメント本部副本部長	再任2期
	美濃部 正 <small>みのべ ただし</small>	新日鐵住金(株)鹿島製鐵所労働・購買部長	再任2期

(氏名欄の◎印は会長を、○印は会長代理を表す。)

～第44期労働委員会委員～



【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563 (総務調整課)
029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>
～労使紛争の迅速・的確な解決を
目指します～

平成 27 年度県立産業技術専門学院生募集について

就職率
100%



機械加工科



電気工事科



機械システム科



ワシも頑張るぞよ〜



金属加工科

産業技術専門学院では、茨城のものづくり産業の未来を担うための技術を磨く訓練に励んでおり、平成 24・25 年度卒業生は、就職率 100% を達成しました。奮ってご応募ください！！

募集を行う学院 (募集の詳細は、各学院にお問い合わせ下さい。)

水戸産業技術専門学院 (建築システム科)

水戸市下大野町 6342 TEL029-269-2160 <http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

日立産業技術専門学院 (機械加工科・金属加工科)

日立市西成沢町 3-9-1 TEL0294-35-6449 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/hsangi/>

鹿島産業技術専門学院 (プラント保守科)

鹿嶋市大字林 572-1 TEL0299-69-1171 <http://business2.plala.or.jp/kasigise/>

土浦産業技術専門学院 (コンピュータ制御科)

土浦市中村西根番外 50 TEL029-841-3551 <http://www.t-gakuin.ac.jp/>

筑西産業技術専門学院 (機械システム科・電気工事科)

筑西市玉戸 1336-54 TEL0296-24-1714 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shsangi/>

第43回茨城県障害者技能競技大会を開催しました

この大会は、障害のある方が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的としています。

本大会では各種目において日ごろの研鑽の成果が十分に発揮されたハイレベルな大会となりました。

競技大会日程	平成26年12月6日(土) 9:30~14:30
競技会場	茨城県職業人材育成センター(水戸市水府町864-4)
競技種目	電子機器組立, ワード・プロセッサ, ビルクリーニング, 縫製(知的), 木工(知的), 喫茶サービス, パソコンデータ入力(知的) 以上7種目
参加者数	71名

【お問い合わせ】茨城県商工労働部職業能力開発課 (TEL: 029-301-3656)



電子機器組立競技



ワード・プロセッサ競技



ビルクリーニング競技



縫製競技



木工競技



喫茶サービス競技

「現代の名工」 8名受賞！

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは8名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

氏名	職種	所属
おおはら さとる 大原 悟	製鉄工	新日鐵住金(株)鹿島製鐵所
やすだ ひろふみ 安田 博文	製鋼工	新日鐵住金(株)鹿島製鐵所
いまいずみ まさお 今泉 正夫	フライス盤工	(株)日立産機システム省力システム事業部
ないとう しんじ 内藤 伸二	アーク溶接工	(株)日立製作所交通システム社水戸交通システム本部
おぼた かずみ 小幡 和美	光学機械組立工	(株)ニコン水戸製作所
うつぎざき ひろゆき 槍崎 博幸	プリント基板組立工	(株)日立ビルシステム水戸事業所
あらかわ みつよし 荒川 充義	電気機械器具保守員	新日鐵住金(株)鹿島製鐵所
やなぎした よしお 柳下 義男	タイル張工	(株)ヤナギシタ

いばらき労働相談センターのご案内

一方的な解雇や配置転換、賃金の不払いや長時間労働、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。面談のほか、電話での相談も受け付けておりますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

◇いばらき労働相談センター（水戸市三の丸1-7-41）

【電話番号】 029-233-1560

【相談時間】 平日 9:00~20:00（相談受付は19:30まで）

土日 10:00~16:00（相談受付は15:30まで）

※祝日、年末年始は休業

【相談内容】 労働条件、採用、解雇、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラセクハラなどに関する労働相談

* お住まいの地区において面接による相談を希望する場合は、センターの相談員が日程調整の上出張面談を行いますので、事前にご連絡ください（出張面談を行う場所は、各地区（県北・日立・鹿行・県南・県西）就職支援センター内となります）。

ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催のご案内

日時:平成27年2月16日(月) 13:30~15:15
(受付 13:00~)

会場:茨城県総合福祉会館 大研修室
(水戸市千波町 1918)

入場 無料



◆ワーク・ライフ・バランスシンポジウム (13:35~14:05)

講演 「ワーク・ライフ・バランス~仕事と子育てを両立するために」

講師 安田 尚道 氏 常磐短期大学・常磐大学大学院 教授

◆パネルディスカッション(14:15~15:15)

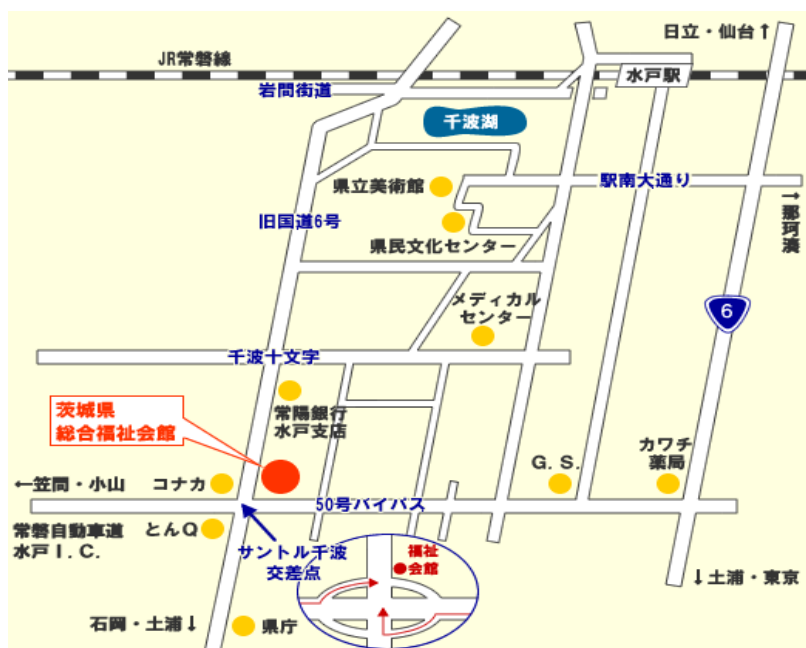
コーディネーター 常磐短期大学・常磐大学大学院教授 安田 尚道 氏

パネリスト 株式会社ケーズホールディングス

社会福祉法人泰仁会

日本労働組合総連合会

茨城県ワーク・ライフ・バランスアドバイザー



交通アクセス

【公共交通機関ご利用の場合】

JR 水戸駅北口 6 番乗り場より約 20 分 「県福祉会館前」下車

【自動車ご利用の場合】

国道 50 号線のサントル千波交差点は本線が半地下構造のため直進のみとなります。

笠間方面からは「千波海道付」交差点、又、国道 6 号方面からは「笠原町西」交差点で進行方向を左車線に変更して下さい。

【お問い合わせ】茨城県商工労働部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL : 029-301-3640 E-mail : rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ワーク・ライフ・バランスシンポジウムのお申し込みについて

【お申し込み方法】

下欄に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でお申し込みください。
Eメールでお申し込みの場合は、必要事項をメール本文にご記入ください。

【お申し込み先】

茨城県商工労働部労働政策課 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649
Eメール rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

【締め切り】 平成27年2月13日（金）

参加申込書			
貴社名・団体名		業種	
出席者名	(フリガナ) -----	役職	
出席者名	(フリガナ) -----	役職	
連絡担当者	(フリガナ) -----	所属・役職	
TEL			
FAX			
E-mail			

● ○ お 知 ら せ ○ ●

県では、ワーク・ライフ・バランスに関する公式 facebook ページ「いばらきワークライフバランス倶楽部」を運営しています。

皆様のワークライフバランスに関する取り組みなどの投稿やコメントをお待ちしています。

「いばらきワークライフバランス倶楽部」<https://www.facebook.com/ibaraki.wlb>



茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
1月号 第685号 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
平成27年1月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/rosei/>